

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業の目的及び運営方針

事業の目的

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練などを行い、支援することを目的として、利用者に対し、地域密着型通所介護・横浜市介護予防通所型サービス（以下、「事業」という）を提供します。

運営方針

介護保険法や関連法令等を遵守し、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対して、適正な指定地域密着型通所介護等を提供します。

また要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。また、横浜市介護予防通所型サービスについては、地域密着型通所介護と一体的及び単独にて高齢者の日常生活動作の自立維持向上を図るための機能訓練等を行います。

なお、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 らいおんハートリハビリディサービス藤が丘
(2) 所在地 神奈川県横浜市青葉区藤が丘1-16-7 チェリーコート1階

3. 職員の職種、人数及び職務内容

職種	人数	職務内容
管理者	1名	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
生活相談員	1名	生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、事業に関わる調整、関係機関との連絡調整等を行う。
機能訓練指導員	1名	機能訓練指導員は、体力や運動器機能の低下を防止するための訓練を行う。
介護職員	1名以上	介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、介助及び援助を行う。
看護職員	1名	看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日とする。祝祭日は運営する。（ただし、12月30日から1月3日は除く）
(2) 営業時間は、8時30分から17時30分までとする。（サービス提供時間は、9時00分から16時30分。）

5. 利用定員 18名

6. 事業の提供方法

- (1) 指定地域密着型通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。
- (2) サービスの提供にあたっては、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うことに努めます。また、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- (3) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他のサービスを利用者の希望にそって適切に提供するとともに、特に認知の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供を行います。

7. 指定地域密着型通所介護等サービスの概要

- (1) 健康チェックにより身体の状況等の把握に努め、健康維持管理に最善を尽くします。
- (2) 送迎は、常に安全運転を心がけて行います。
- (3) 機能訓練は、利用者の心身などの状況に応じて、日常生活を送るのに必要な言語機能及び身体機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。
- (4) レクリエーションは、教養及び機能訓練を兼ねたものを行い、利用者の生活の意欲向上に努めます。
- (5) 入浴は身体の清潔保持を目的として安全に介助を行います。
- (6) 食事は利用者の身体の状況及び嗜好・栄養を考慮した食事を提供する。

8. 通常の事業の実施地域

神奈川県横浜市青葉区・緑区・都筑区とする。

9. 利用料及びその他の費用

(1) サービス利用料

地域密着型通所介護の利用料は、サービス提供により要介護度に応じた料金（別紙参照）となります。介護保険に該当する給付分として、保険から賄われる割合分以外の割合分が自己負担となります。利用者の負担割合証に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。

(2) その他の利用料金

・ 介護保険給付の支給限度額を超える場合、またはサービス計画で決められた内容を超えるサービスが生じた場合は、超過分の料金は全額自己負担となります。

※ 食事代、おやつ代、飲み物代、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収します。利用料金は月毎のお支払いになります。

10. 緊急時等における対応方法

職員はサービスを提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡するとともに、管理者に報告します。

11. サービス利用の留意事項

サービス利用者への留意事項を次の通り設けます。

- (1) 発熱等の健康上の問題については、あらかじめスタッフに伝えてください。
- (2) サービスを休まれる場合には前日、遅くとも当日 7 時 30 分までに電話等を通じて連絡してください。
- (3) 当事業所は、支払い以外の金銭、食べ物等の持込を禁止させて頂いています。また、利用者間のやり取りもご遠慮願います。規則を守らずトラブルが発生した場合、その責を負いません。

12. 苦情相談について

苦情や相談の受付利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設ける。

常設窓口 : 電話 045-507-8798

FAX 045-507-8799

担当者 : 苦情相談窓口

受付時間 : 8:30~17:30

月曜日から土曜日および祝祭日に対応可能。(ただし、12月30日から1月3日を除く)

○円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情又は相談があった場合は利用者の状況を詳細に把握するため、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- (2) 管理者は担当者から事実関係の確認を行う。
- (3) 確認した事実に基づき、再発防止策を策定し、全従業員に周知を行う。また、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ苦情に対する解決行動を実施し、再発防止への取組の報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)
- (4) 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

○苦情や相談の受付

- (1) 横浜市健康福祉局介護事業指導課 営業時間 8:30~17:15

TEL 045-671-3466

月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始は除く)

- (2) 青葉区高齢障害支援課 営業時間 8:30~17:15

TEL 045-978-2479

月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始は除く)

- (3) 神奈川県国保連の苦情及び相談窓口 営業時間 8:30~17:15

介護苦情相談係 TEL 045-329-3447

月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始は除く)

13. 事故処理

- (1) 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

1 4. 非常災害対策

- (1) 事業者は非常災害に備え防災計画を立て年に2回非難・救出訓練を実施します。
- (2) 特に火災の防止に当たっては、防火管理者を置き消防用設備等の自主点検及び自衛消防訓練等を実施するものとします。

1 5. 衛生管理及び従業者の健康管理等

- (1) 事業所は、サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとします。
- (2) 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

1 6. その他運営についての重要事項

- (1) 従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けます。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は長生合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

1 7. (虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

1 8. 契約の解除解約について 別紙契約書参照

令和 年 月 日

説明者はサービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所 在 地 神奈川県横浜市青葉区藤が丘1-16-7

チエリーコート藤が丘1階

名 称 長生合同会社

代表者名 ファング・ウェイ

事業所 所 在 地 神奈川県横浜市青葉区藤が丘1-16-7

チエリーコート藤が丘1階

名 称 らいおんハートリハビリティサービス藤が丘

説明者氏名 _____

私は、本書面により、事業所から事業についての重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____

続柄・関係 ()